

がけ崩れによる災害を未然に防ぐために行う擁壁の整備工事に助成します。

がけ等整備工事 助成事業のご案内

地震、台風、集中豪雨等により災害が発生する恐れのあるがけ等のがけ崩れ発生を未然に防ぎ、区民の皆様生命・財産を守るための制度です。

令和8年度から公道に面するがけ等の助成額を大幅に拡充しました。

危険ながけ等の整備に助成制度をご活用ください。



がけ崩れ災害
を防ごう

The illustration shows a cross-section of a hillside. On the left, a house with a purple roof and a window is situated on a slope. A road runs along the edge of the slope. A retaining wall made of yellow blocks is shown in the process of collapsing, with many blocks falling into a pile. A colorful bird is flying near the wall. On the right, a red car is driving on the road, with a driver looking back in alarm. A large yellow starburst with two red exclamation marks is positioned above the car, indicating a warning or danger. The background is a light blue sky and a dark blue ground area.

大田区

1 助成対象者

- ・ がけ等（がけ及び擁壁）を所有する個人または法人
- ・ がけ等（がけ及び擁壁）の所有者の承諾を得て整備工事を行う借地人等
- ・ 区分所有建築物が存在する敷地の場合は区分所有者の中から選ばれた代表者
- ・ 共同で所有する場合は共有者の中から選ばれた代表者

ただし、下記のいずれかに該当する場合は整備工事助成を受けることが出来ません。

- ・ 住民税又は法人住民税を滞納している場合
- ・ 不動産業を営んでいる場合（会社の場合に限る）
- ・ 宅地建物取引業法第2条第3号に規定する宅地建物取引業者
- ・ 会社のうち中小企業基本法に規定する中小企業に該当しない法人（会社に該当しない法人はそれに準ずる）
- ・ 対象となるがけ等を売買を目的として所有する場合
- ・ その他区長が不適当と認める場合

2 助成対象となる既存のがけ等

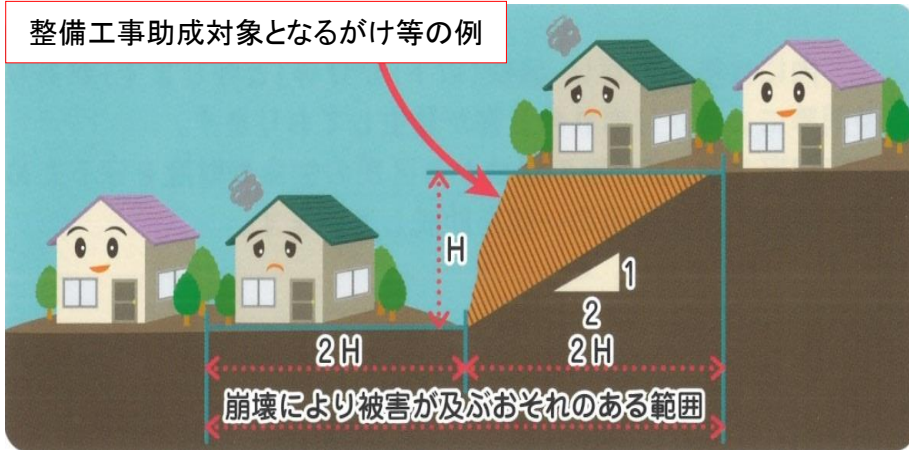
高さ2mを超えるがけ等で次の①または②に該当し、整備の必要があると認められたがけ等

①建築基準法第42条に基づく道路に面するがけ等

※ただし、住宅が存在しない敷地にあるがけ等については②にも該当する必要があります

②がけ等の下端からの水平距離がその高さの2倍以内の範囲に、現に住宅が存在するなど、崩壊により住宅に被害が及ぶ恐れがあるがけ等

整備工事助成対象となるがけ等の例



注意

がけ等の所有者等は、がけや擁壁を良好な状況に維持管理するよう努めなければなりません。
（『大田区がけ等の崩壊事故防止に関する指導要綱』）

整備の必要があると認められるがけ等とは？

- ・ がけの法面が露出したままの自然がけ
- ・ 空積み擁壁（大谷石、コンクリートブロック等、裏込めにコンクリートを充填していないもの）
- ・ 既存の擁壁の上に盛土を行い継ぎ足した擁壁
- ・ 経年劣化、変形が著しい擁壁
- ・ 崩壊の危険性が大きいと認められるがけ等
- ・ 現に崩壊しているがけ等

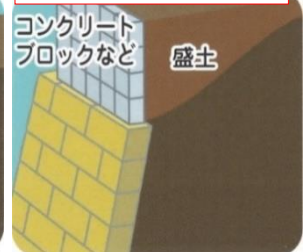
自然がけ



大谷石積等

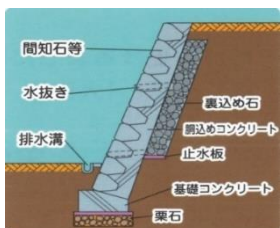


継ぎ足し擁壁



3 助成対象となるがけ等整備工事の例

助成対象は、建築基準法等に適合し、安全性が確認された擁壁整備工事です。

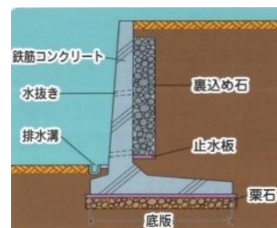


【間知石練積み造擁壁】

擁壁の自重で土圧に耐える形式のもの。

特徴

地山に沿って造るため、土木工事が少なくて済む



【鉄筋コンクリート造擁壁】

擁壁の自重と底板上にある土の重量をともに利用して土圧に耐える形式のもの。

特徴

垂直に近い擁壁が造れるため、敷地を有効利用出来る

4 助成金額

- ・ 工事費に対する助成割合
 - ・ 助成限度額（下記の表）
- のいずれか少ない額が助成額となります。

対象者	区分	助成限度額	工事費に対する助成割合
がけ等が所在する土地を所有し、現に居住している個人又は整備工事が完了するまでの期間に居住している者が整備工事を実施する場合	がけ等が公道に面している場合又はがけ等から当該がけ高さの2倍以内の距離に公道あり	1,500万円	2/3
	その他	750万円	
がけ等が所在する土地を所有し、居住していない個人又は中小企業者が整備工事を実施する場合	がけ等が公道に面している場合又はがけ等から当該がけ高さの2倍以内の距離に公道あり	1,000万円	1/2
	その他	500万円	

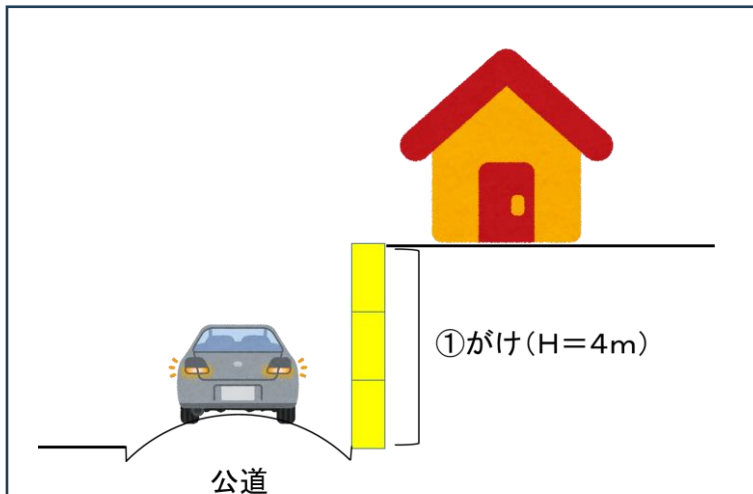
※ 設計費及び地盤調査費は、がけ等整備工事費には該当しません。

※ 助成金の交付の日から5年間の間、整備工事により取得し、又は効用を増加したがけ等を助成金交付の目的に反して使用し、譲渡し、処分し、貸し付け、又は担保に供することは原則としてできません。

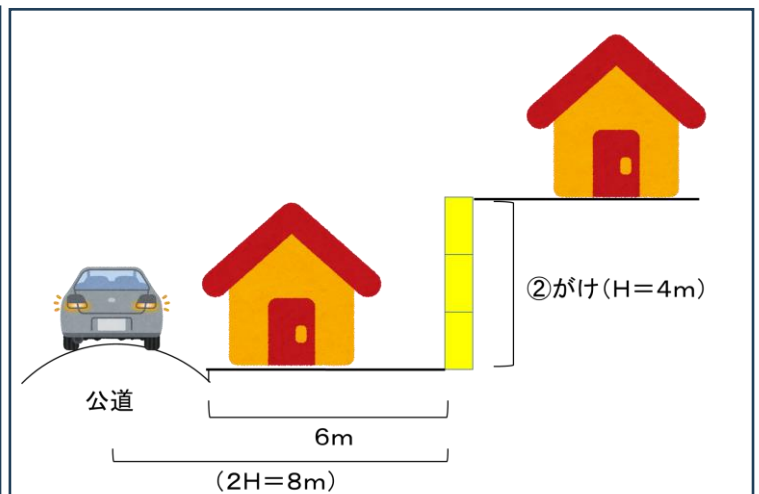
公道に面するまたはがけ高さ2倍以内に公道があるがけ等とは？

助成金額の区分について参考事例は以下の通り

①公道に面するがけ



②がけ高さの2倍の範囲内に公道がある



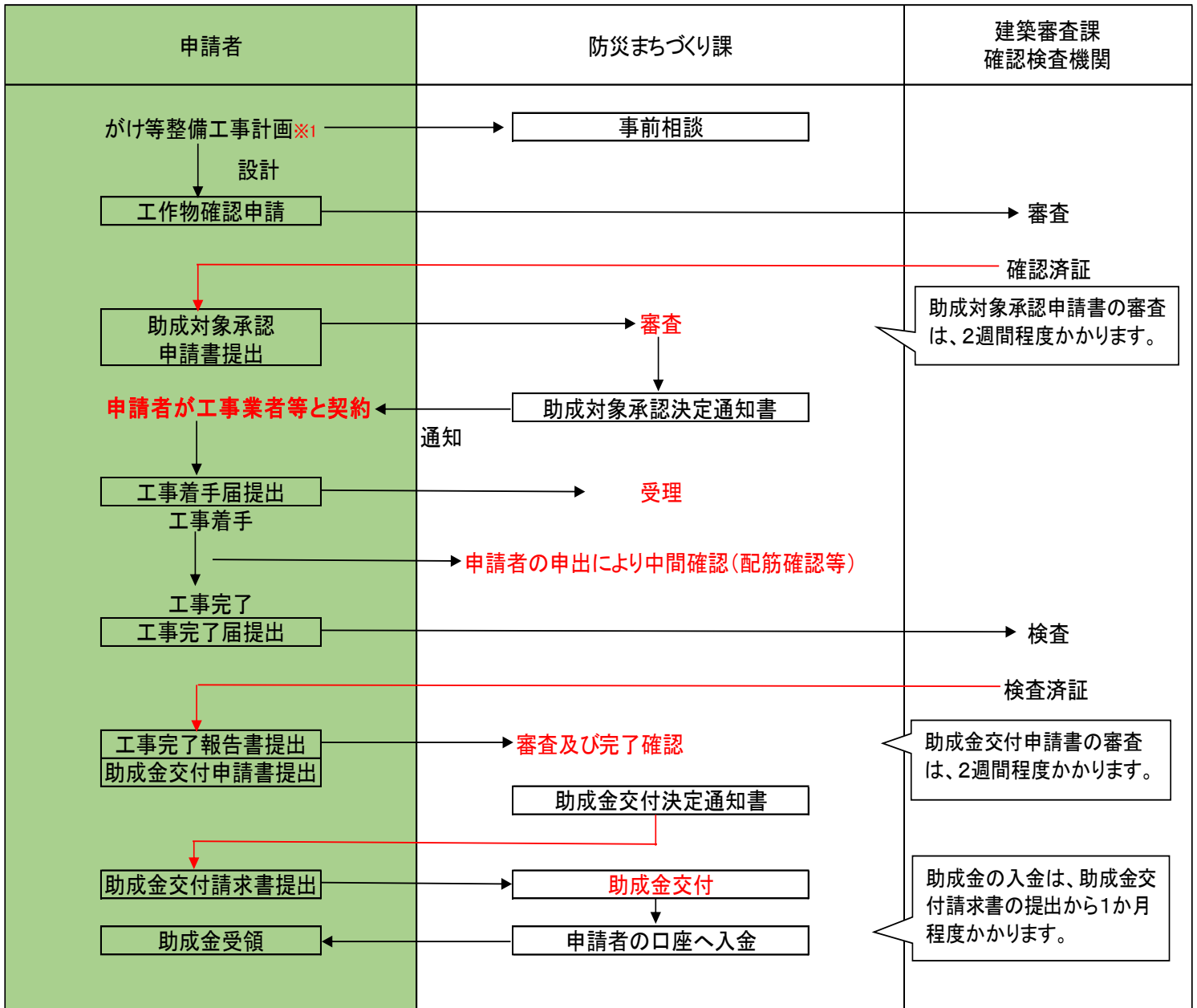
5 申請に必要な書類

- 区が定める申請書一式
- 当該土地の公図及び登記事項証明書
(申請日以前、かつ、6か月以内に発行されたもの)
- 申請者の住民税納税証明書
(法人の場合は法人住民税納税証明書)
- 工作物確認済証又は開発許可証の写し
- 設計図書(案内図、配置図、立面図、断面図等)
- 工事見積書の写し(内訳書を含む)
- 概略の工程表
- 消費税仕入税額控除確認書
- 確認書
- 誓約書
- 住民票の写し
- その他区長が必要と認めるもの

以下に該当する場合は、左記のほか、記載の書類が必要です。

- ・ 法人の場合
 - 法人である旨の登記事項証明書
(申請日以前、かつ、6か月以内に発行されたもの)
- ・ 共同所有の場合
 - 共有者全員の同意書
 - 擁壁改修を実施することについて住民総会での議決文書(理事会、総会等議事録など)
- ・ 賃借人等の場合
 - 土地所有者の承諾書
 - 借地人(申請者)と土地所有者との借地契約書の写し

6 助成金を受けるまでに必要な手続き



申請者の行う手続き

※1 がけ等整備工事計画にお困りの方に向けて、**がけ等アドバイザー派遣事業**もごさいますので併せてご利用ください。

- ・ **工事業者等との契約前に助成申請手続きが必要**となります。
- ・ 原則、同一年度内に**全ての手続きを完了する必要がある**があります。複数年度にわたる場合は別途、**手続きが必要**です。
- ・ 助成申請には上記のほか諸条件がありますので、**事前に必ず**下記担当までご相談ください。

問い合わせ先 大田区 まちづくり推進部 防災まちづくり課 耐震改修担当
区役所本庁舎 7階 27番窓口 (電話) 03-5744-1349 (直通)

■ 区役所本庁舎 【住所】大田区 蒲田 五丁目 13番 14号
JR京浜東北線・東急池上線・東急多摩川線「蒲田駅」東口より徒歩約1分
京浜急行線「京急蒲田駅」西口より徒歩約10分

